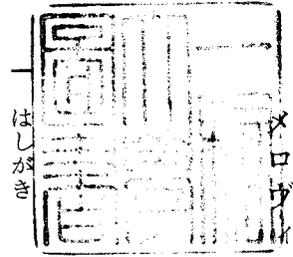


(1) メロヴィング時代のいわゆる「聖界貴族」について



メロヴィング時代のいわゆる「聖界貴族」について

今野 國雄

フランク王国の前史としてのメロヴィング王朝期の研究がヨーロッパでこれまで多様な視角と多彩な課題のもとに遂行されてきた事情はわが国でも周知されており、またその中で、メロヴィング王朝の国家統一の内容に関連して当時の貴族に関する性格分析が重要な一問題点をなすことも指摘されている⁽¹⁾、その土地所有に関して⁽²⁾はわが国でも最近注目すべき成果があげられている。本小稿はこの時期の貴族の一翼たる「聖界貴族」(Geistlicher Adel, geistliche Aristokratie)の在り方を尋ねようとするものに過ぎないけれども、ここでは「聖界貴族」の存在を自明の前提とすることからではなく、むしろ「聖界

貴族」とは何か、ヨーロッパ史において「聖界貴族」はなぜ、またどう問題となるのか、という素朴な疑問から発して、当時における「聖界貴族」の存否自体を問い、併せてヨーロッパ史内でのメロヴィング時代のもつ歴史的性格の究明に資そうとするものである。というのも、例えばわが国の古代末期について貴族的王制なる概念が用いられ⁽³⁾、平安仏教に関し貴族仏教・民衆仏教の区別が立てられているが、南都・北嶺における三綱や門跡・別当を「聖界貴族」の概念で捉えうるか否か。当時「南都仏教の貴族化は完成した」とか、「延暦寺は上層貴族に異ならなかった」といわれるとき⁽⁴⁾、「聖界貴族」の存在をそのまま肯定しうるか否か、という自問が一方にあるからである。しかし、本稿の主たる意図は「聖界

「聖界貴族」の概念そのものを解明することにはなく、通常「聖界貴族」の名をもって呼ばれている司教・修道院長を初めとする高位聖職者がメロヴィング王朝の波乱に満ちた歴史の経過の中でもち、あるいはもたざるをえなかった政治的・社会的・宗教的性格を検討することにある。彼らが「聖界貴族」の名に価するかどうかは、その結果自ら明らかになるう。

ところで、メロヴィング王朝の支配者層あるいはメロヴィング社会の上層階級に *Adel, nobles* の語を当てることは一般化しており、またこの語をわが国で「貴族」と訳すことも慣例となっている。厳密な概念構成や比較史的考察を経たわけではないこれら用語自体にすでに再考を要する問題が伏在しているが、ここでは立入らないことにする。「聖界貴族」を含むこれら「貴族」をメロヴィング史について問題にする場合、対象となるのは大づかみに言って二つある。一つはガリアに在住したローマ帝国の元老院議員階層とその後裔であり、他の一つはフランク「貴族」である。これら二つのグループから出た「聖界貴族」はそれぞれ、その属する民族やその担った文化の点で相当の懸隔があるばかりでなく、政治的・

宗教的権力アバライトとして空間的にも時間的にも必ずしも並存していたわけではない。例外はもとよりあるけれども、空間的にはロワール河が両者の大略の境界をなしており、時間的にはほぼ七世紀初頭が前者から後者への顕著な交替期をなしている、と言ってよい。この間、クロタール一、二世による一時的な全国統一よりはむしろノイストリア、アウストラシア、ブルグント三分国の対立・抗争と離合集散を恒常的状态としたメロヴィング王国において、これらセナトール階層やフランク「貴族」の蓬着した個々の有為転変はまことに深刻であった。しかし、彼らの聖職者としての在り方が総体として、この政治的激動と共に変貌したかどうかは自ら別個の事柄に属する。以下順次にその実態を顧みよう。

- (1) 増田四郎氏「フランク王国史研究の問題点——メロヴィング王朝期を中心に——」(『一橋論叢』四二卷、四号)の詳細な学界展望を参照。
- (2) 世良晃志郎氏「フランク時代における貴族と土地所有」(久保正幡氏編『中世の自由と国家』上、一九六三年、所収)
- (3) 石母田正氏「古代史概説」(岩波講座『日本歴史』第一卷)、および北山茂夫氏「摂関政治」(同上第四卷)を参照。

(3) メロヴィング時代のいわゆる「聖界貴族」について

表 I セナトール階層、聖職者・世俗人分類

性別	聖職者	世俗人		計
		官職保有者	在野人	
男子	104	105	127	346
女子	8	0	57	65
計	112	105	184	411

§. 官職保有者で後に聖職者になった者は後者に算入。

表 II 聖職者・世俗人、世紀別分類

世紀	聖職者	世俗人		計
		官職保有者	在野人	
三	0	0	3	3
四	12	39	42	93
五	44	51	126	221
六	69	26	92	159
七	10	3	12	25
八	1	0	0	1

§. 年代不明者2名を除いた409名についての分類。

§. 二つの世紀に跨る者は両世紀に重複して算入。

表 III 聖職者の経歴別・世紀別分類

世紀	A	B	C	D	総数
四	3	1	7	2	12
五	14	8	20	9	44
六	20	11	43	5	69
七	3	2	5	4	10
八	0	1	0	1	1

§. Aは最初からの (schon früh in den geistlichen Stand tretenden) 聖職者, および 20 歳代以前に聖界に入ったことの明らかな者。

§. Bは官職保有者から聖職に転じた者, 20 歳代以前でもかつて官職にあった者はこの項に入る。

§. Cは前歴不明の聖職者, および在野から直接聖職に転じた者。

§. Dは修道院長および修道士, DはA, Bと重複する者が多い, 重複しないのは五世紀の9名中の2名のみ。ただし, Cとの重複はない。

§. 右端の総数は各世紀毎の総数で, A, B, C, Dの合計とは一致しない。

(以上の三表は K. F. Stroheker, Der senatorische Adel in spätantiken Gallien, Tübingen 1948, SS. 137—227 所収の Prosopographie zum senatorischen Adel im Spätantiken Gallien によって作成。)

(4) 蘭田香融・田村田澄氏「平安仏教」(同上第四卷) 一八三、一九七頁参照。
 (5) クローヴィヌスの四子は Reims, Soisson, Paris, Orleans の王として区別されたのであって、この分国名は後に生れた。五六一—五六七年以後 (Eugen Ewig, Trier im Merovingereich; Civitas, Stadt, Bistum, Trier 1954, S. 84) とし、五八七年 Andeiot 条約締結頃 (F. Lot, La fin du monde antique et la début du moyen âge, Paris 1951, p. 381) とも言われる。両説とも典拠を

よって概観することができよう。
 まずセナトール階層出身聖職者の一般的動向は次表に

二 セナトール出身聖職者の動向と実態

示しているのが、Gregor von Tours の Historia Francorum Ⅱ Austrasii の名が初出する (6) は五六〇年代である (Lib V, cap. 14)。

本表は K. F. Stroheker が三世紀末から八世紀初頭に亘る時期にガリアに在住した、ないし在住したことのある四十一名の聖俗セナトール階層について集録した「略歴」を筆者の便宜に従って數字化したものに過ぎない。Stroheker の掲げる四十一名は当該時期におけるセナトール階層の總数を示すものでもとよりないが、⁽¹⁾ 少なくともその名前と経歴の知られている者はほぼ包括されている、と考えてよいだろう。この四十一名中聖職に在った者と文武の世俗諸官職に在った者との数はほぼ相等しい(表I)。これを世紀別に見ると世俗官職者は五世紀が、聖職者は六世紀がピークをなしている(表II)。ところが五世紀における世俗官職者数のピークは四世紀と比較すると、總数における約二・四倍増(九三名から二二一名)に対し約一・三倍増(三九名から五一名)に過ぎず、相対的にはむしろ減少している。これに対し聖職者の場合は約三・七倍増(二二名から四四名)を示し、總数における増加と相殺してもなお約一・五倍増加している。特に注意を惹くのは六世紀である。この世紀は五世紀に比し總数で約三〇%減を示しているが、世俗官職者の減少率はそれを上廻る約五〇%である。ところが、聖

職者の場合は逆に約三六%増を示し、總数における減少を考慮すると実質的には前世紀を越える増加率約二・二倍を示している。

六世紀における聖職者数のこのピークは一体何を意味するだろうか。まず考えられることは、五世紀から六世紀への世俗官職者数の急減から推して、その減少分が聖職に集中したのではないか、ということである。確かに、五世紀までローマ帝国は重要な諸官職をガリア・セナトール階層に提供した。ガリア近衛総督 (Praefectus praetorio Galliarum)⁽²⁾、七属州総督代理 (vicarius septem provinciarum)⁽³⁾、ナルボンヌ属州代官 (rector Narbonensis)⁽⁴⁾ といったガリア地域の官職のみならず、イリリクム近衛総督 (praefectus praetorio Ilyricum)⁽⁵⁾、アフリカ属州長官 (proconsul Africae)⁽⁶⁾、ローマ・コンスタンチノール都督 (praefectus urbis)⁽⁷⁾、マケドニア近衛総督代理 (vicarius Macedoniae) など遠方の官職のほか、内務長官 (magister officiorum)⁽⁸⁾、財務長官 (comes sacrarum largitionum)⁽⁹⁾、所領管理長官 (comes rerum privatarum) など行政重要官職に名を連らねたガリア出身者の数は多い。⁽⁵⁾ブルグント王国、東・西ゴート王国においても事情

(5) メロヴィング時代のいわゆる「聖界貴族」について

は類似している。ホノリウス帝(在位三九四—四二三年)に対し対立王 *Jovinus* を擁立したオーヴェルニュ地方セナトール貴族の反乱が四一三年多数の処刑者を出して鎮圧された後でも、彼らの帝国内での地位が動揺しなかつたことは、やがて彼らの中から西ローマ帝 *Diocletianus Aemilianus* (在位四五五—五六一)を出したことも知られる。しかし、四八六年ソアソンでのローマ軍の全滅によってガリアにおける彼らの政治的主導権は失われ、またガリアはユスティニアヌスの西方経略の射程外にあつたことよつて帝国の直接的な統治機構から脱落する。またブルグント王国は五二三、五三四年両度の戦で克蘭ク族によつて滅亡する。西ゴート王国について言えば、五〇七年のアラリッヒ対クロロヴィス戦の結果アキタニアはフランク領になり、更にガロンス河からピレネーまでの地域も西ゴート王女 *Galswintha* とノイストリア王 *Chilperich* 一世との結婚(五六七年)によつてフランク領に編入される⁽⁶⁾。東ゴートも五五三年の滅亡に先立って、すでにプロヴァンス地方をフランク支配にゆだねる⁽⁸⁾。遅くとも六世紀中葉までに完了するこのような政治情勢の結果、従来これら諸国家が提供していた多くの

世俗官職がセナトール階層の手から失われたことは疑いえない。しかし、この喪失分が聖職に集中したであらうという推測は正鵠を得ていない。なぜなら、この世紀に世俗官職から聖職に転向した者の数は前世紀より三名増に過ぎず、しかも総数との比率ではむしろ減少しているからである(表Ⅲ、B)。加えて、フランク諸王が新たに獲得したこれら諸地域で世俗官職をセナトール階層からゲルマン人の手に移した形跡はほとんどない。ブルグント分国では六世紀中 *comes patricius* の全部が、アキタニアでは *comes* の大部分がセナトール階層ないしローマ人によつて占められたし、オーヴェルニュ地方でも六世紀中 *comes* に一人のゲルマン人を見るに過ぎず、それも五三二年の当地方における対フランク反乱の後に任命された特殊な場合である。*maior domus*, *domesticus*, *referendarius* の上級職も六世紀後半しばしば彼らセナトール階層によつて占められ、また当時の優れた軍事指揮官にフランク人が皆無であつたという事実もよく知られている⁽⁸⁾。新たに支配圏を拡大したフランク王国の統治機構の整備と実態がどうであつたかは別として、フランク王国はセナトール階層の官職就任を少しも阻止しなかつ

た、と考えてよい。

では次に、聖職者数のこの急増はセナトール階層の聖職そのものへの関心、すなわち彼らの生活意識や倫理観における重大な内的変化を示すだろうか。つまり、よく言われる如く古代的人間像たる「政治家」(homo politicus)ないし「賢人」(homo sapiens)から中世的人間像たる「霊的な人」(homo spiritalis)への決定的価値転換がこの時期に行なわれたのではないか、とも考えられるだろう。確かに Honoratus v. Léris (ラン島在住四〇〇—四一〇年、アルル司教四二六—四二八/九年)、Salvianus v. Marseille (四八〇年没)、Apolinaris Sidonius (ツレルモン司教四七〇—四八〇/九〇年)、Caesarius v. Arles (在位五〇二—五四二年)などのガリア出身者がその例に属するとされている。しかし、カエサリウス以外は五世紀の人であることを別としても、サルウィアームスはセナトール出身者ではないし、アポリナリスは司教就任後も詩作に専念した言わば古典的教養人に属するし、カエサリウスについてもその活動期は当プロヴァンス地方が東ゴート支配下にあつたこともあって、セナトール階層への影響は局部的であつた。⁽¹¹⁾ またわれわれは同時代のイタリア

についで Cassiodorus (四八七—五八三年)、St. Benedictus v. Nursia (四八〇—五四三年)、St. Gregorius Magnus (在位五九〇—六〇四年)が中世的人間像の典型とされることも聞いている。しかし、当時教皇庁のガリアへの影響は極めて微弱であつた⁽¹²⁾、また修道士的人間像はガリアのセナトール階層にとってはほとんど無縁に近かつた。なぜなら、セナトール階層から聖職者になつた者の関心すらも、専らいわゆる Weltkirche (Eglise séculière) に向けられており、非世俗的で厳しい信仰生活の実践を要求する修道院には向けられなかつたことは、セナトール出身聖職者一二名中生涯終始修道士ないし修道院長であつた者が男子で僅か二名に過ぎなかつたこと⁽¹³⁾に良く示されているばかりでなく、代表的なセナトール出身聖職者トゥールのグレゴリウスやラングルのグレゴリウスの信仰意識もこれを証する⁽¹⁴⁾。彼らは俗人としてはもとより、聖職者となつても多かれ少なかれメロヴィング王国の相次ぐ政争に関与し続けた。この時期に彼らが現実政治を超越した真に霊的な人間への転換をなし遂げたとは考え難いだろう。⁽¹⁵⁾ 言うまでもなく、メロヴィング期のガリアにいわゆる「霊的な人」が存在しなかつたわけではない

(7) メロヴィング時代のいわゆる「聖界貴族」について

が、それはむしろ彼らがいずれも同調者を提供することの少なかつた南ガリアの修道制や七世紀以降の中・北ガリアに普及するアイルランド系修道制にこそ求めらるべきだろう。

このように見てくると、先の問題は他の面にその意味を見出さねばならないが、それは恐らく一方でメロヴィング諸王が打続く政治的混乱の中で、その重要因子となりかねないセナトール階層をできる限り非政治的勢力として設定しようとしたこと、他方ではセナトール階層が強い政治意識を持ちつつも、世俗官職よりは遙かに安全な聖職のうちにその社会的・経済的地位を保全せざるをえなかつたこと、この二要素の言わば複合現象と考えるのがもっとも妥当ではなからうか。なぜなら、六世紀中メロヴィング諸王は真摯な信仰を持つこと少なかつたにもかかわらず、⁽¹⁶⁾否むしろそのゆえに、⁽¹⁷⁾実にしばしば司教叙任に容喙した。市民の満場一致による選出と首都司教による叙品という古来の叙任手続は、都市生活そのものが衰微しつつあつたメロヴィング国内では、また司教区の整備を見なかつたガリア社会では貫徹し難かつたに違いないが、アポリナリウスやトゥールのグレゴリウ

スには十分承知されていたものである。⁽¹⁹⁾にもかかわらず王の承認は当然のことと考えられていたし、⁽²⁰⁾セナトール側でも王に対し金品贈与までして司教職を得ようとした。⁽²¹⁾この時期の司教の大半は当時フランク王国で主導権を握っていたアウストラシア・ブルグント分国と結びついていたし、⁽²²⁾またその司教職を、聖職本来の性格からして望ましくないにもかかわらず、⁽²³⁾一門・近親・友人へ

と、しかも王の承認を得て相伝した事例は多数に上る。⁽²⁴⁾のみならず、彼らは国王のインムニタスやパトロキニウム⁽²⁵⁾を得ることによって、教会領とともにその私領をも俗界官職保有者よりは一層容易に保全しようと考へたであろうし、王もまたそれによって世俗セナトール階層の危険な有力化の芽を摘みえたとに違いない。六世紀の六九名の聖職者中その経歴の最初から聖職に在った者が二〇名（内男子一五名）であるのに対し、⁽²⁶⁾壮年以後在野から直接準備期間もなく聖職に転じた者、ないしこれに準ずる前歴不明者が四三名の多きを数えることは（表Ⅲ、C）、過半数の聖職者が聖職遂行の能力を十分に具えていなかったことを証示するだろう。⁽²⁷⁾

(1) Strothaker の Prosopographie の中にも四一一名に

算入されなむ姓名不詳のセナトールが散見される (No. 12, 19, 25, 28, 31, 35, 82, 112, 120, 131, 161, 177, 195, 226, 230, 230, 240 参照)。また J. Sundwall の著書『西紀末のガリアには約六〇〇乃至八〇〇名のセナトール階層がいたろう (増田四郎氏『古代末期のガリア社会』同『西洋封建社会成立期の研究』所収、八八頁)。

(2) 前職は Decimus Magnus Ausonius (在職三十六一年半) にトローバを就任して Stroheker, a. a. O., Prosopographie, No. 20, 37, 46, 51, 137, 141, 145, 149, 232, 331, 400.

(3) Gaudentius, Paeonius, Seronatus の三名の Stroheker, a. a. O., No. 173, 273, 352.

(4) 前職は Aprunculus, Aemilius, Magnus Arborius, Numerius の三名の Stroheker, a. a. O., No. 24, 27, 262; 同一名の Stroheker, a. a. O., No. 38, 71, 103, 108, 113, 205, 255, 260, 277, 283, 378.

(5) この名は Stroheker, a. a. O., No. 50, 188, 271, 330, 343; 64, 160, 252, 304, 318, 330; 386; 127, 232, 235, 252, 321; 326 331, 356; 28, 210, 250 参照。

(6) Gustav Richter, Annalen des fränkischen Reichs im Zeitalter der Merovinger, Halle 1873, S. 69.

(7) 同著者 Namatius の Vienne 司教の名 (在位五五二—五五九—六〇年) 以前は Romanus の patricius 名

トロンタヌスの rector 名は Theudebert 一冊の著者である (Stroheker, a. a. O., No. 255, 283)。Theudebert が五三六年アルヌを支配下に置き、五三九年ナルヌスのバトゥン軍と戦った Batulin, Leuthari の二人の dux をヤツリに派遣した頃の名は Stroheker, a. a. O., Prosopographie, No. 104 参照。

(8) Stroheker, a. a. O., S. 110 f., 123 ff.; E. Ewig, a. a. O., S. 83 f.

(9) 神の子安 (placatrix Dei) の存せざるを以て、神の果實 (sentina vitiorum) となつてしまふ彼の非難は当時「靈的な人」が少なくなつたかをむしり証するべく、Salvianus Massiliensis presbyter, De gubernatione Dei libri octo, lib. III, 9, “Ipsa ecclesia, quae in omnibus esse debet placatrix Dei, quid est aliud quam exacerbatix Dei? … quid est aliud paene omnis coetus Christianorum quam sentina vitiorum?” (Migne, P. L., t. LIII, col. 66.)

(10) Pierre Riché, Éducation et culture dans l'occident barbare, VI—VIII siècles, Patristica Sorbonensia 4, Paris 1962, p. 71—75.

(11) A. Fliche et V. Martin, Histoire de l'Église, t. 4, Paris 1948, p. 406—412; Stroheker, a. a. O., S. 158 f.

叙任を一層明瞭に示すのは五二二—三年 Tours 司教となつた Ommatius に關する次の記述に於て “Igitur Dnifio episcopo apud Turonus diocedente, Ommatius tribus annis praefuit. Hic enim ex *uasso* Chlodomeris *regis*, cui supra meminimus, *ordinatus est.*” (Gregorius, H. F., III. 17—R. Buchner, a. a. O., Bd. I. S. 170). 類似的記述は多うが、この手続に對し彼は何ら疑義を挿せなからぬ。

(21) Gregorius, H. F., III. 2; IV. 35—R. Buchner, a. a. O., Bd. I. S. 146; 242.

(22) Trier, Mainz, Rouen, Autun, Clermont, Tours, Orléans, Bordeaux, Uzès, Rodez, Lyon, Lausanne, Grenoble, Cambrai-Arras 等の司教座はつずれもノマンヌ・ランブ・ノルトマン派。独立派と見られるのは Desiderius 在任時代の Vienne, Egidius 時代の Reims, Agerich 時代の Verdun の三司教座。明瞭にノイストラム派と見られるものはほとんどない。

(23) 父から子に伝えられた例——Strohker, a. a. O., No. 190→60; 125→148; 182→385. 兄弟に伝えられた例——*ibid.*, No. 61→71; 296→236. 伯父から甥への例——*ibid.*, No. 148→75; 157→151; 337→259. 三等親外の姻族への例——*ibid.*, No. 3→80; 385→359. これは同一司教座についての關係であるから、他司教座間の横の關係を入れるとその範圍は更に拡大する。

(24) 内容の不明確な六世紀の *immunitas* を過大視しては

ならぬとし、七世紀以後の特許状や八世紀初頭編纂されたところの『マルクリフ書式集』(第一卷三号書式)から逆推するべきを適當ではなからぬが、五—一一年当時すでに存在したところの Orléans 第一回教会會議議決第五条に於て証明される *Concilium Aurelianense*, can. 5—MGH, LL. III, t. I. *Concilia aevi merovingici*, Hannoverae 1893, p. 4

(25) 五三五年オーヴェルニュ教會會議 (Conc. Arvernense) 議決第二条、五三八年第三回オルレマン教會會議議決第十二条、六一四年第五回パリ教會會議 (Conc. Parisiense) 第五条を参照、MGH, LL. III, t. I, p. 66 f.; 77; 187.

(26) 司教の有した私領については五—一七年エノーム教會會議 (Conc. Epaonense) 議決第十四条、五六七年リモン教會會議 (Conc. Lugdunense) 議決第五条を参照、MGH, a. a. O., p. 22; 140.

(27) 五二四年六月六日開催のアルル教會會議の第二条は増大する教会と不足勝ちの聖職者の状況を伝えて、*Conc. Arlatense*, can. 2, “.....Tamen quia crescente ecclesiarum numero necesse est nobis plures clericos ordinare.....” MGH, a. a. O., p. 36 f.

三 七世紀初頭の転換とフランク人聖職者の擡頭

六世紀にピークを示したセナトール出身聖職者は七世

(11) メロヴィング時代のいわゆる「聖界貴族」について

紀に入ると激減する(表II)。俗人をも含め、以後セナトール階層はメロヴィング史上から急速に姿を消してゆき、八世紀初頭にはわずか一人の名を聞くに過ぎないことになる。⁽¹⁾もちろん、これはセナトール出身者による記述史料が七世紀に欠如していることと関係する。⁽²⁾しかしこのこと自体がやはりセナトール階層の歴史的後退を示すだろう。言うまでもなく、フランク王国のいわゆる「貴族」一般がこの時期に後退したわけではない。有名なクロタール二世の六一四年勅命、特にその第一二条が通説通り、フランク「貴族」の擡頭とそれに対する国王の重大な譲歩、貴族主義の完全な勝利を意味するもの⁽³⁾、かどうかにはなお問題があるにしても、今日「貴族」の語で一括されている *optimates, potentes, principes, principes* とさまざまに呼ばれるフランク人有力者がすでに六世紀五・六〇年代から史料に現われ始める⁽⁵⁾。聖界においても、セナトール出身聖職者の後退とまさに符合して、六世紀後末期からフランク人聖職者がメロヴィング史の前面に出現する。すなわち、トリエルではセナトール出身の司教 *Noetius* (五六一/八五年没) 以後は *Magnerich*, *Gunderich*, *Sabaudus*, *Modoald* とフランク人司教が続く

⁽⁶⁾し、ボルドーでも *Cyprianus* (五〇六年叙任) から *Leontius* II (五七四/七七年没) まで四代続いたセナトール出身者は、以後 *Bertechnannus*, *Gondegisile* (*Dido*), *Arnegisle* とフランク人と交替する。⁽⁷⁾ *Le Mans*, *Angoulême*, *Perigueux*, *Poitiers* の諸司教座も六世紀末にはフランク人に占められる。⁽⁸⁾ 六世紀中葉まで永くセナトール出身者によって保持されていた *Verdun* の司教位も五七五/六年には在地フランク人 *Agerich* に代わられる。⁽⁹⁾ 七世紀に入ると *Meiz*, *Köln*, *Rouen*, *Tours*, *Autun*, *Auxerre*, *Laon*, *Meaux* などの司教座にもフランク人が就任するし、セナトール階層の *Keroland* であった *Bourges*, *Cahors* でも七世紀中期にはセナトールが消え去る。⁽¹⁰⁾ 七世紀一杯彼らによって確保されたのは *Clermont* 司教座だけである。⁽¹¹⁾ かくて、六世紀中頃までロワール河の南北を問わず多くセナトール階層によって保持されていたガリア諸司教座は六世紀末・七世紀初頭以後フランク人によってとって代わられるか、あるいは司教空位のまま八世紀後半まで史上から消息を絶つことになる。つまり、セナトール階層からフランク人への聖職担い手の移行と交替とはガリア全域に亘って全面的に行なわれたとは言えぬまで

も、少なくとも前者の司教職からの脱落は七世紀前半において決定的であったと言つてよい。空位司教座が特に南ガリアに多くその数ほぼ三〇に上ることは、フランク聖職者の進出がガリアの隅々まで及ばなかったことを示すが、同時にセナトール階層がここでもはや聖職補充をなしえなかったことをも意味するだろう。六世紀から七世紀にかけての比較的急激なこの変化は、通常セナトール階層とフランク「貴族」との血縁関係あるいは交友関係を通じてのインテグレーションをもって説明されている⁽¹³⁾。しかし、血縁関係の成立をもってしてはロワール河以南における空位司教座の増加を説明できないし、交友関係の深化そのものは血縁関係の進行と同様、セナトール階層の誇りに満ちた栄光の喪失、その全般的退潮の原因とはなりえない。この変化には幾つかの強い緊張関係が作用していたと考えねばなるまい。というのは、六世紀後半における司教職の移行にしばしばセナトール階層とフランク人間の政治的・経済的係争事件が介在しており、その例をわれわれは Nicetus から Magnericus への移行におけるトリエルについて⁽¹⁴⁾、Leonius II. から Berthechmannus へのボルゾーについて⁽¹⁵⁾、Desideratus から A-

berich へのヴェルダンについて見る⁽¹⁶⁾ことができる。七世紀後半の例は時期的にやや適當ではないが、オータンやシャーロンでも同様の事件が起こっている⁽¹⁷⁾。加えて、七世紀初頭はメロヴィング王国における政治の主導権がアウストラシアからノイストリアに大きく振り替った時期であり、この状況は六八七年まで続く。その経過は分国王・宮宰・フランク豪族が入り乱れて複雑ではあるが、かつてアウストラシアと結ばれていたセナトール出身司教らは、反ノイストリアの旗幟を掲げたフランク人サンスの司教 Lupus、オルレアン司教 Austrenus、ブルージュ司教 Austrigisel らともども、この激しい政治的転換に対応してゆくのに成功しなかったのではなからうか。ノイストリアの宮宰 Ebroin に敵視された司教にはフランク人も含まれているが、彼がアウストラシアの宮宰 Martin, Pippin der Mittlere を敗走させた直後追放した司教や修道院長にはセナトール出身者が多数を占めている⁽¹⁸⁾。当時政争の動揺は教会領域にもっとも顕著であった⁽¹⁹⁾。このような事情からすれば、セナトール階層からフランク人への司教職の交替は少なくとも血縁や交友という平和的移行だけで説明することは説得的でない。

(13) メロヴィング時代のいわゆる「聖界貴族」について

ところで、セナトール階層に代わったフランク人司教は教会制度を整備し、教会規律を厳正にし、まさに霊的生活の代表者、聖界の新らしい真の担い手になったかと言えば、決してそうではなかった。「フランクの支配層はなお極めて粗野な特徴を有し、ほとんどキリスト教的精神によって心を動かされなかった。」⁽²⁰⁾彼らはセナトール出身聖職者と同様しばしばメロヴィング王国の現実政治に関与した⁽²¹⁾、また司教区の売買、シモニー⁽²²⁾、司教の偽誓⁽²⁴⁾、所領横領⁽²⁵⁾、司教職の兼任⁽²⁶⁾、妻帯・蓄妾・飲酒・狩猟・殺傷等⁽²⁷⁾、好ましからざる生活態度やいまわしい事件も跡を絶たず、同時代人によってさえ司教の名に恥わしからぬと考えられた者もいた。⁽²⁸⁾しかも、こうした聖界の低俗と紊乱とを改善しようとする努力もほとんど払われなかった。というのは、このような状態を阻止し、聖界の刷新を計るべきはずの教会会議は七世紀に入るや急速にその活動を弱め、ダゴベルト一世の死(六三八/九年)以後七世紀中にはわずか三回開かれたに過ぎず、その最後のものからボニファキウスによる最初の教会会議開催(七四二年)まで、半世紀以上に亘って完全にその機能を停止したままであったからである。Pippin der Mittlere

(七一四/五年没)、Karl Martel (七四一年没)の時代にこの状況が一層悪化したことめまへく知られた事実である。⁽²⁹⁾

- (1) 六九〇年 Clermont 司教となったが、一〇年後辞任して Manlien 修道院に退き、七〇五年リヨンで死去した Bonitus はフランク史上最後のセナトール出身者である。Stobeker, a. a. O., No. 71; P. Riché, a. a. O., p. 235 f.
- (2) R. Sprandel, a. a. O., S. 49.
- (3) A. Hauck, a. a. O., I. S. 365; F. Lot, a. a. O., p. 384; H. Mitteis, Der Staat des hohen Mittelalters, 3. Aufl. Weimar 1948, S. 60 f.; H. Planitz, Deutsche Rechtsgeschichte, Graz 1950, S. 36; W. Schultze, Deutsche Geschichte v. d. Urzeit bis zu den Karolingern, Bd. II. Stuttgart 1896, S. 172—192; E. Salin, a. a. O., I. p. 62 f.
- (4) 問題の原文 "Et nullus iudex de aliis provinciis aut regionibus in alia loca ordinetur; ut si aliquis mali de quibuslibet conditionibus perpetraverit, de suis propriis rebus exinde quod male abstulerit iuxta legis ordine debeat restaurare." (MGH, II. II. Capitularia regum Francorum, t. I. Cap. merov. Hannoverae 1883, p. 22) を読めば iudex が他の locus から任命されてならぬ理由は極めて明瞭である。それは王の讓歩や貴族主義の完全な勝利を示すのではなく、役人の不正を彼自身の財産をもって弁済させることを意図した

その政治目標の前に意のままに任免された⁽¹⁾。ローマ教皇の威光も及ばず、大司教を頂点とする教階体制も確立せず、教会会議も国王によって召集される状況⁽⁴⁾の中では、彼らの聖職身分をカリスマ的にも制度的にも保全しうるものは無に等しかった。

第二に、「貴族」の重要な一属性たる家柄も彼らにあってはほとんど政治的意味を持ちえなかったことである。セナトール階層は確かに名門には違いなかったし、彼らの中にもその意識は強かった。しかし、彼らはいくまでもローマ帝国の政治体制内での貴族であり、しかもそれすら四七六年オドワカールのイタリア支配、四八六年シアグリウスの王国滅亡によってその実質的意味も身分的特権も失われた⁽⁵⁾。まして彼らはフランク王国の「貴族」ではなかった。五世紀中葉の作と言われる『レック・サリカ』はフランク「貴族」についてさえ何の語るところがない。その第四章の規定する「国王陪食官」としてのローマ人にセナトール階層が多数登用されたかどうか⁽⁶⁾も疑わしいが、経済力で王の従士を凌いでいたと推測される彼らが贖罪金において前者の半額であったことはフランク側から見た彼らの地位が決して高いもので

なかったことを示すだろう。フランク人聖職者も七世紀に入ると *potentes* と同列に並ぶし、その中には *Arnulf v. Metz*, *Ludwin v. Trier*, *Romanich v. Habendun* を初めとする名門出身が少なくなかった。これらが名門とされるのは言うまでもなく彼らが直接・間接カロリング王家と繋ることによる。しかし、カロリング家の名門たる地位の確立するのは早くて七世紀末である。それ以前アウストラシア宮宰のフランク王国内での地位は極めて不安定であり、特に *Grimoald* の刑死(六五六/七年)後はまさに風前の灯であった。彼らが再び擡頭しえたのは偶然的な政治的好条件によるところ多く、七世紀当時は状況如何ではそのまま消え去ったかも知れないような、流動的で不分明な状況に置かれていたとえうのが実情だろう⁽⁷⁾。つまり、これらの聖職者がたとい名門の出であったとしても、それは後代、少なくとも八世紀以降名門とされたものの祖先に過ぎない⁽⁸⁾。しかも家門そのものは「聖界貴族」の不可欠の前提条件とは限らない。

第三に、セナトール階層もフランク人 *potentes* もある意味では確かに大土地所有者であったが、ここで主に問題にした六・七世紀において、特に聖職者ないし教会

(17) メロヴィング時代のいわゆる「聖界貴族」について

がコンパクトな土地支配を貫徹し、真に経営的な意味での大土地所有者、土地領主的存在であったかどうかは甚だ疑問である。確かに大土地所有としてのセナトール階層は Paulinus de Pella, Apollinaris Sidonius, Salvianus v. Marseille に於いて画かれている通りであったろうし、その壮麗なウィラの情景はそれを支える土地所有の行きとどいた管理内容を推測せしめるに足る。しかし、これらの人々はすべて四・五世紀に属するし、セナトール階層がフランク王国で重大な変貌を示す六世紀以降、特に七世紀においても同様の状態にあったかどうかは自明でない⁽¹⁰⁾。フランク人はセナトールの土地には手をつけなかったと言われるが、これに反する事実は幾つも伝えられており、六世紀後半にはセナトール出身司教領に明らか⁽¹¹⁾な荒廃が看取される。他方フランク聖職者も確かに大土地所有者であった。今日 Potentes は「領主的貴族」、「自生的貴族」の意に解されているが、もしそうだとすば勅令中でこれと同列に置かれることの多かった聖職者もまた「領主的聖界貴族」と称してよいことになる。果してそうだろうか。この問題は西ヨーロッパにおける聖界グルントヘルシアフトの発端そのものに係るものであり、

激しい論争を伴った長い研究史の伝統を持つだけに軽々しく答え難い問題であるが、所領構造のほとんど分明しないメロヴィング期の土地所有を領主制として把握することは難かしい。フランク王国の辺境たる Maasticht 附近に八世紀初頭定住したいわゆる Willibrordfranken のうちにグルントヘル諸関係の最初の明確な例が見られ、しかもその諸関係を反映してゐる Lex Francorum Chamaeorum が言われる如く urfranken なるものになつ⁽¹⁴⁾とすると、七世紀以前のガリア中部に領主制の遍在を主張することはできにくいだろう。最近 David Herlihy が八世紀以降十二世紀までの教会所領に関する統計学的研究の中で、八世紀以後に起る教会所領の増大との関連でメロヴィング期に言及した際、この時期における土地所有権は空疎な seigniorial prerogative に基づいた dominium、つまり eminent ownership, shadow ownership なのであって、現実的な所有権と経営権とを兼ね具えた usufructus、つまり immediate ownership ではない、従つて当時の教会領は経営的な意味ではいやしくも great property と考えることはほとんどできない、と主張していることは注目に値する⁽¹⁵⁾。

以上の諸点を通観すると、メロヴィング時代の聖職者をいわゆる「聖界貴族」と規定することはかなり困難である。同じことは修道院長や修道院領についても言える。もっとも、後者の場合はその理由が異なるし、七世紀初頭の政治的転換と修道制との関連は別に考察しなければならぬが、ここではこの頃ガリアを席捲したアイerland系修道制についてのドーソンの次の評言を記すに止めよう、「アイルランドの修道士らは彼ら自身農民の出であった、……元来彼らの大多数は例えばソムム河畔聖ヴァレリー修道院の創建者ワラリックのような農民出身であったし、また生れは貴族であった人たちでも、その生涯を農民で終った。例えばランス附近の聖テイエリー修道院長テオドゥルフの如きは労働を止めたことなく、彼の用いた鋤は農民によって聖遺物として教会内に掲げられているほどである。」⁽¹⁶⁾修道院が物心両面において貴族化するの初期カロリング家の支配力の固まる七世紀末葉以後であることはワイセンブルク修道院が例示するだろう。⁽¹⁷⁾

(1) 王による叙任例については二の注(7)を見よ。宮宰 Raganfrid, Ebroin, Pippin der Mittlere, Karl Martel

らによる叙任については Hauck, a. a. O. I S. 371, 378—381; Sprandel, S. 67 f. を参照。

(2) ローマに近づくフランク王国の教皇は宮宰の前に無力であった。H. Tüchle, Kirchengeschichte Schwaben, Bd. I, Stuttgart 1950, S. 80.

(3) Metropolitanverband の存在を推測させる例はあつて (E. Ewig, a. a. O., S. 129—Metz, Toul, Verdun; de Maille, a. a. O., p. 103—Bordeaux, Angoulême, Périgueux, Poitiers; Gregorius, H. F., IX, 41—43, X, 15) したが、当時のフランク王国には大司教はなき僅少であった (Hauck, a. a. O., II, S. 56 u. Anm. 4) ことからすると、教階制度はほとんど体系化されていなかったと考えられる。

(4) Clovis による Orléans I. (511) による Childobert I., Chlotachar I., Theoderich I. による Orléans II. (533) による Childobert I. による Orléans V. (549) による Paris II. (552) による Gunttram による Lyon II. (561—570), Mâcon I. (583), Valence II. (585), Mâcon II. (585), Poitiers (590) による Chilperich による Paris IV. (577), Berni (580) による Childobert II. による Metz (590) による Chlothachar II. による Paris V. (614) 等の多数の例。教会法上皇帝・国王による教会会議の召集は規定されていないが、フランク王国はこの点でローマ帝国の慣例に倣っただけかも知れない。J. Gaudemet, a. a. O., p. 456—463 を参照。

(5) かなり法的な意味での ordines 身分をもった ordo se-

(19) メロヴィング時代のいわゆる「聖界貴族」について

natorius せんとん結せりて存在しなせりた Sprandel.
a. a. O., S. 11 u. Anm. 17.

(9) ノルマン王国の事蹟に關したヤナーマン司教 Gregor v. Tours の Historia Francorum にせりの官職ならん身分が一度の言及をなせりて、却てヤナーマンにせりの例を見せり Jona. Vita Columbani. 43. "Tunc unus e convivis, Chrodoualdus nomine, qui amitam Theoderberti regi in conjugium habebat,..." ; ibid., 50. "Deinde ad Meldense oppidum properat: ...quidam vir nobilis Hagenricus Theuderberti conviva, vir sapiens et consiliis regis gratus et nobilitate ac sapientia valatus erat." (Migne, P. L., t. LXXXVII., col. 1036; 1039.)

(10) Dagobert I. の死(六三八〇九年)をらんとメアンの無能な宮宰 Berchar が六八七年 Tertri の会戦に Pipin der Mithlere に敗れ、初期カロリントン家に漸く曙光が見え始めせりての經過にせりては Hauck, a. a. O., S. 367—373 を参照。

(11) せりての例にせりては E. Ewig, a. a. O., S. 118—120 を見せり。

(12) Paulinus de Pella, Eucharisticos, v. 205—211 (Corpus Scriptorum Ecclesiasticorum Latinarum, t. XVI, Vienne 1888, p. 299) ; Apollinaris Sidonius, Epistolae, II. 2, IV. 21, V. 14, VIII. 4 (Migne, P. L., t. LVIII., col. 473—9, 525—6, 544—5, 592—3) ; Salvianus, De

gubernatione Dei, IV. 5, VII. 2, 3 (Migne, P. L., t. LIII., col. 76, 131, 132)

(13) Gregor v. Tours は六世紀にせりて富裕なヤナーマンの存在を述べせりて、その数は四・五世紀に比し意外に少なせり Apollinaris の妹 Placidina をめりてヤナーマン司教 Francilio と妹 Clara の二例に頭をなせり (H. F., III. 2, 12 ; X. 31—R. Buchner, Bd. I. S. 144—6, 158 ; Bd. II. S. 410)。またヤナーマン附近に在住の Senatrix Romana なる Bobila を聞かせりては (Vita Desiderii Cadurensis urb. episcopi et confessoris, c. 16. —Migne, P. L., t. LXXXVII., col. 234.)

(14) 前掲の Placidina の弟は五三三に Theuderich I. にせりて殺せられた。また五八六年 Le Mans の司教職に就きた Bertram の母は Bourge, Bodeaux 両地域に所領を有したが、きくの貴族の横領せりてなせりた。Sprandel, a. a. O., S. 30.

(15) Bodeaux 司教 Leontius II (在位五四九—五六五年) の villa Bissonum の荒蕪を Venantius Fortunatus がせりての例にせりては。

De Bissono [Bissonno] villa Burdigalensi.

Incola Bissonum vocat hunc de nomine prisco,

Millia septem urbis hinc Burdigalensis abest.

Quo possessor amans pratoria grata locavit.

Patribus atque tribus porticus aequa subi.

Straverat ipsa solo sentio rapiente vetestas.

Perdiderat vultum forma decora suum.

.....

Hic referunt nutrisse lupos deserta tenentes,

Intulit hic homines, expulit unde feras.

(Venantius Fortunatus Pietaviensis episcopus,

Miscellanea lib. xv, lib. I, cap. 18.—Migne, P. L.,

t. LXXXVIII, col. 83—84 の註註註 MGH, P. 43 Car-

mina を読むべきなり。——ibid., Auctores antiq.,

t. IV, 1, Berlin 1881, p. 22)

なす、中世紀の Cahors, Lyons の書物に於ては

H. Pirenne, Mohammed and Charlemagne, p. 197 を

参照。

(13) 例せば世良氏、上掲論文、七三—七六頁および八四—

八六頁の注(14)を参照。

(14) A. Bergengruen, a. a. O., S. 114—117. 本書はその

主題にかかわる「メロヴィンゲン時代におけるゲルマン

ゲルマン人の構造を必要とする明らかなことばならぬ。

(15) David Herlihy, Church Property on the European

Continent, 701—1200, "Speculum", vol. 36, No. 1, Janu.

1961, p. 81—105 を参見 p. 88—91.

(16) Christopher Dawson, The Making of Europe, New

York (Meridian Books) 1960, p. 178

(17) Sprandel, a. a. O., S. 70.

(一九六四) 三(二〇) (関東学院大学教授)